

# DPC制度について

DPC制度とは、厚生労働省が推進する医療の標準化と透明化を目的として、急性期医療を提供する病院を対象に政策指針とされている制度です。当院では全病棟（341床）が包括評価方式（DPC）の対象となります。

「包括評価方式（DPC）」とは、Diagnosis Procedure Combination の略で、医療の標準化を進めて高品質の医療を提供することが目的とされています。従来の医療行為ごとに計算する「出来高方式」とは異なり、入院される患者さまの病名や病状などをもとに手術や処置の内容に応じて、厚生労働省が定めた分類（診断群分類）ごとの1日あたりの金額からなる包括評価部分（投薬、注射、処置、入院料等）と出来高評価部分（手術、麻酔、リハビリ、指導料等）を組み合わせる新しい計算方法です。

$$\text{入院医療費} = \text{包括評価} \times \text{在院日数} \times \text{医療機関別係数}^{\ast 1} + \text{出来高評価}$$

※1 病院の機能に応じて病院ごとに定められている一定の係数です。  
この医療機関別係数により、同じ診断・治療でも病院によって医療費の総額が異なりますのでご注意ください。

## 【出来高支払い方式】から【包括支払い方式】へ

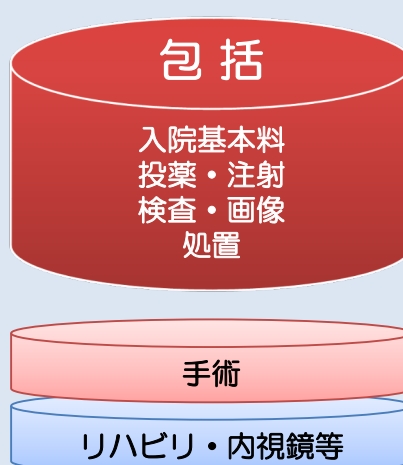
### 従来の計算方法

注射や投薬など一つ一つの診療行為を積み上げて合算



### 新しい計算方法

病名をもとに診療の内容に応じて定められた一日当たりの費用が決められている



入院医療費の計算方法が変わっても、今までの医療サービスや高額医療費の取り扱いは変わりません。また、DPC期間を超えて入院されている患者さまや病名によっては、従来の計算方法（出来高方式）になる場合もあります。当院では地域医療との緊密な連携を図りながら、患者さまに質の高い医療を安心して利用していただけるように努めます。なおご不明な点は入退院受付（A館8階）へお問い合わせください。

届許	号	
年	月	日より
年	月	日まで
	更新	無期限
総務課		